次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
備考 １・２　（略） ３　１の成分量並びに２の成分量及び値は、次のとおりとする。 第１章　（略） 第２章　アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法 １　（略） ２　配合飼料の非フィチン態りんの成分量 （略）	備考 １・２　（略） ３　１の成分量並びに２の成分量及び値は、次のとおりとする。 第１章　（略） 第２章　アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法 １　（略） ２　配合飼料の非フィチン態りんの成分量 （略）
フィターゼの種類：算出方法 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第２の８の(136) フィターゼ（その１）：（略） 同(136) フィターゼ（その２の(1)）：（略） 同(136) フィターゼ（その２の(2)）：（略） 同(136) フィターゼ（その２の(3)）：（略） 同(136) フィターゼ（その２の(4)）：（略） 同(136) フィターゼ（その２の(5)）：（略） 同(136) フィターゼ（その２の(6)）：（略） 同(136) フィターゼ（その２の(7)）：（略） 同(136) フィターゼ（その２の(8)）：（略）	フィターゼの種類：算出方法 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第２の８の(144) フィターゼ（その１）：（略） 同(144) フィターゼ（その２の(1)）：（略） 同(144) フィターゼ（その２の(2)）：（略） 同(144) フィターゼ（その２の(3)）：（略） 同(144) フィターゼ（その２の(4)）：（略） 同(144) フィターゼ（その２の(5)）：（略） 同(144) フィターゼ（その２の(6)）：（略） 同(144) フィターゼ（その２の(7)）：（略） 同(144) フィターゼ（その２の(8)）：（略）
３・４　（略）	３・４　（略）

○農林水産省告示第四百五十七号

令和元年農林水産省告示第四百八十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第一号の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第千六百五十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和